平成２９年（フ）第７５号
鹿児島県鹿児島市伊敷３丁目３番７号　ＡＲＩＭＡ21　201号
債務者　川上　　満
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第２号
鹿児島県姶良市平松7701番地８
債務者　吉永　正子（旧姓加治木）
1　決定年月日時　平成29年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第４号
沖縄県石垣市字新川107番地５　仲宗根アパート203
債務者　桃原　盛功（旧姓金城）
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２９年（フ）第１８号
神戸市西区井吹台西町２丁目１番地　４－805号
債務者　西村　　仁
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第２２号
兵庫県明石市小久保８番地の６　フラット西明石902号、前住所熊本県人吉市下原田町字羽田309番地４
債務者　池田　雅亮
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第１３号
山口県周南市平野１丁目３番18号、前住所山口県周南市政所１丁目８番２号
債務者　綿貫　昌弘
1　決定年月日時　平成29年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２９年（フ）第１２号
富山市上赤江411番地24　ガーデンヒル上冨居Ⅱ棟120号
債務者　中森美優貴
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７３号
神奈川県秦野市南矢名290番地の５
債務者　宮本　昌之
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第８４号
神奈川県厚木市妻田西２丁目22番38号
債務者　鈴木　尚美
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第５３号
神奈川県厚木市妻田南１丁目17番33号　コート中野101
債務者　長谷川秀子（旧姓熊田）
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第２１号
青森市旭町１丁目10番８号　サンハイツヤマモトＢ－２－２
債務者　細川　静自
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第９０号
神奈川県伊勢原市上粕屋400番地の２　市１－202号
債務者　岡島　圭吾
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１２号
松江市大庭町1331番地１
債務者　成相　美保
1　決定年月日時　平成29年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
松江地方裁判所民事部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第５９８０号
千葉県印西市高花６丁目19番地13
破産者　株式会社モノクローム
1　決定年月日　平成29年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７２００号
東京都西東京市東伏見５丁目５－16　第２フジミコーポ102号
破産者　沖山　喜彰
1　決定年月日　平成29年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７４８３号
東京都目黒区目黒２丁目10－５　村山方
破産者　城川　一美
1　決定年月日　平成29年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７４９０号
東京都江戸川区春江町５丁目９－１－313
破産者　茂木　英夫
1　決定年月日　平成29年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部